

慶弔規程

昭和63年6月15日 制定
平成4年6月27日 一部改定
平成8年6月15日 一部改定
平成25年4月6日 一部改定
平成25年5月19日 制定

(目的)

第1条 この規程は、本会会員を主たる対象とする慶弔給付について規程する。

(慶弔の基準)

第2条 本規程による給付対象となる事柄は、次の各項に定める。

- (1)結婚 祝電を送る
- (2)死亡弔慰金 15,000円とし、花輪を供える
- (3)本会会員の親族（配偶者および一親等）の死亡に対し弔電を送る
- (4)災害見舞金 風水害火災による損害を受けた会員に対して給付し、その額は住居および家財の損失または焼失の程度によるものとする全壊または全焼もしくはそれと同程度の場合10,000円 半壊または半焼もしくはそれと同程度の場合5,000円
- (5)入院見舞金 疾病または事故により長期の入院をした会員に対して給付し、その額は加療の程度によるものとする。2ヶ月以上の入院加療5,000円 6ヶ月以上の入院加療5,000円を追加する
- (6)その他会長が特に認め、常務理事会の決議を経た事柄

第3条 第2条に定める給付を受けようとするものは、当該会員または当該地区理事経由で本会に申し出なければならない。

- 2 第2条各項に定めるもののほか、必要なものが発生した場合は、会長がこれを行い、理事会に報告する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和63年6月15日に制定する。
2. この規程は、平成4年6月27日に改定する。
3. この規程は、平成8年6月15日に改定する。
4. この規程は、平成25年4月6日に一部改定する。
5. この規程は、平成25年5月19日に制定する。